

川崎市PTA連絡協議会補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市PTA連絡協議会に対して、予算の範囲内で補助金を交付し、もって川崎市PTA連絡協議会の効果的な活動の推進を図り、川崎市立学校の児童・生徒の健全育成とPTAの生涯学習活動の充実に寄与することを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 この要綱において、補助対象事業とは、川崎市PTA連絡協議会が実施する次の各号に掲げる事業(以下「補助事業等」という。)をいう。

- (1) PTA活動に関する研修・学習事業
- (2) PTA活動に関する調査研究事業
- (3) PTA活動の啓発・普及・奨励を目的とした広報活動
- (4) 各種研究大会参加事業
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

(交付の申請)

第3条 川崎市PTA連絡協議会は、補助金の交付を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 名称、住所及びその代表者氏名
- (2) 補助事業等の目的及び内容
- (3) 補助事業等の経費の配分及び使用方法、補助事業等の完了予定日、その他補助事業等の遂行に関する計画
- (4) 交付を受けようとする補助金の額及びその算出基礎
- (5) 概算払が必要な場合は、その旨及び理由
- (6) その他市長が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 補助事業等に係る収支予算書又はこれにかわる書類
- (3) 団体規約・役員名簿
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助決定及び決定通知)

第4条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、当該申請の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、その内容を川崎市PTA連絡協議会に通知するものとする。

(補助金の交付)

第5条 市長は、前条の規定による通知後、川崎市PTA連絡協議会からの請求に基づき補助金を交付する。ただし、市長は、事業の遂行上必要があると認めるときは、補助金を概算払により

交付することができる。

(市内中小企業者への優先発注)

第6条 川崎市PTA連絡協議会は、補助事業に係る工事請負、物品の購入、業務委託を発注する場合において、1件の金額が1,000,000円を超える場合又はその他市長が認める場合は、市内中小企業者(川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例(平成27年川崎市条例第84号)第2条第1号に規定する中小企業をいう。以下同じ。)により入札を行い、又はあらかじめ2者以上の市内中小企業者から見積書の徴収を行わなければならない。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難いと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りでない。

(実績報告)

第7条 川崎市PTA連絡協議会は、補助事業等が完了したときは、次の各号に掲げる事項を記載した書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
 - (2) 補助事業等に係る収支決算書又はこれにかわる書類
 - (3) 発注実績報告書
 - (4) 入札(見積り)が行えないことに係る理由書
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項第3号に定める発注実績報告書については、対象経費のうち、1件の金額が1,000,000円を超える支出となる案件について記載するものとし、第6条の規定により市内中小企業者による入札、又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収した場合は、結果の分かる書類の写しを添付するものとする。
- 3 補助事業者等は、市内中小企業者から見積書を徴収する場合は、市内中小企業者であることの誓約書を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登載され地域区分が市内かつ企業規模が中小として搭載されている者、又は当該補助事業者に対して直近の4月1日以降に記載内容(住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数)に変更がない誓約書を提出した者を除く。
- 4 第1項第4号に定める入札(見積り)が行えないことに係る理由書については、第6条ただし書の規定により、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積を徴収し難い事由がある場合に提出するものとする。

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、補助事業等の実績報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、予算の範囲内で交付すべき補助金の額を確定し、川崎市PTA連絡協議会に通知するものとする。

(交付決定の取り消し)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は

一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に基づき市長が行った指示又は命令に違反したとき。
- (4) 第6条の規定に違反したとき。
- (5) 補助金の対象となる事業を中止又は廃止したとき。

(補助金の返還)

第10条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 2 市長は、川崎市PTA連絡協議会に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、確定額を超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(書類等の整備)

第11条 補助金の交付を受けたものは、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年から5年間保管しなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育次長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年7月14日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日(平成31年4月1日)から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。